

1. 今事務年度の主要行等に関する行政方針について

(1) 世界経済・市場環境の変化への対応

- 大手金融機関の貸出のうち、海外貸出が占める比重は、リーマンショック時に比べて約2倍に拡大しており、従前よりも世界経済・市場環境の変化から受ける影響が大きくなっている。このため、大手金融機関に対し、ストレステストの活用を含め、環境変化に対する機動的なリスク管理の実施を促すこととしている。そうした観点から、足下のクレジット市場の動向を踏まえ、以下の2点につき、努めてもらいたい。

(非日系与信先の信用動向について)

- 大手金融機関における大口非日系与信先の信用動向について分析したところ、多くの与信先において予想デフォルト率は低水準で推移しているものの、
 - ・ 与信先全体として債務の比率が上昇傾向で推移している、
 - ・ 業績悪化により利払能力が悪化している与信先がコモディティ関連セクター以外にも広がりつつある、
 - ・ エネルギー、資本財・サービス、情報通信サービスといった一部の業種において、予想デフォルト率の高い先の割合が増加傾向にある、といった動きが確認されている。
- 各行においては、海外業務の拡大に注力する中で、引き続き、非日系企業向け与信の増加に取り組んでいるものと認識しており、将来の金利上昇や景気悪化による与信先への影響に注意しつつ、機動的なポートフォリオ管理に取り組んでほしい。

(融資規律の確保について)

- 世界的な金融緩和の継続などを受け、欧米を中心にレバレッジローンのCov-lite (Covenant-light) 案件^(注)が増加するなど、世界的に融資基準が緩和傾向にある。

(注) 融資契約に付された財務制限条項(コベナンツ)など、借り手にとっての制約要件が緩和された案件。

- 大手金融機関においては、現状、慎重な取組みが行われていると承知しているが、融資規律を維持・強化する観点から、引き続き慎重な対応が求められる。

(2) 政策保有株式について

- 大手金融機関においては、政策保有株式の縮減を進めてきているものと認識しているが、欧米主要銀行と比べると依然として政策保有株式の自己資本に対する比率が高く、株価下落時の自己資本に及ぼす影響は無視できない状況にある。ストレス時においても金融仲介機能を十分に発揮できるよう、各グループによる政策保有株式の削減等、株価変動リスクの適切なコントロールに向けて、迅速に対応してもらいたい。

(3) 金融ビジネスの環境変化に対応したガバナンスの発揮

- イノベーションの進展により、金融の担い手やサービス提供のあり方をはじめ金融を取り巻く環境は構造的に変化しつつあり、一部の欧米 G-SIBs においては、モバイルバンキングなどのデジタル戦略を展開する中で店舗の統廃合等を迅速に進める動きも見られる。
- 大手金融機関においては、トップライン収益の拡大に代表される量的拡大よりも、資本効率を重視した業務の選択と集中や、自前主義にとられずに外部と連携したイノベーション（オープン・イノベーション）への取組みなど、中長期的に企業価値を向上するための改革を遅れることなく行うことが必要であり、将来を見据え更に果敢な意思決定を行うためのガバナンス向上に努めてもらいたい。

(4) 銀行カードローン

- 銀行カードローンについては、借入総額の把握や途上管理について特に難しい課題がある。
- 今後、検査結果を取りまとめの上、還元し、多重債務の発生防止や利

ユーザー保護等の観点から、業界全体の業務運営の水準の引き上げに向けた取組みにつなげていく。

- また、銀行が顧客の借入状況を把握するための信用情報機関の情報の在り方など、検討が必要な論点については、関係者との対話を行っていきたい。

2. IT ガバナンスについて

- 平成 28 事務年度の金融レポートでは、IT 技術の進展により、従来は力の源泉であった店舗網をはじめとした巨大なメカニズムがレガシーアセット（負の遺産）化してしまう可能性があり、これまでとは別の付加価値形成を行わなければビジネスが成り立たなくなる可能性等を指摘している。
- こうした中、平成 29 事務年度の金融行政方針では、フィンテックによるアンバンドリング化の進展等を背景に、経営者がリーダーシップを発揮し、IT と経営戦略を連携させ、企業価値の創出を実現するための仕組みである「IT ガバナンス」が適切に機能することが重要である旨を指摘した。
- 金融庁としては、金融業界・非金融業界におけるプラクティスその他の IT ガバナンスの知見の集積を進めるとともに、IT ガバナンスに関し、金融機関との対話を通じて、より良い IT ガバナンスのあり方について考えていきたい。

（以上）